

令和 4 年度

一般廃棄物処理実施計画

令和 4 年 4 月

常 陸 太 田 市

1 趣 旨

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第6条、同施行規則第1条の3の規定及び常陸太田市一般廃棄物処理基本計画（以下「基本計画」という。）に基づき、一般廃棄物を適正に処理し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、一般廃棄物処理実施計画を定める。

本計画の構成

一般廃棄物処理計画	
一般廃棄物処理基本計画 (10～15年の長期計画)	一般廃棄物処理実施計画 (各年度実施)
ごみ処理基本計画 生活排水処理基本計画	ごみ処理実施計画 生活排水処理計画

2 計画期間 令和4年4月1日～令和5年3月31日

3 計画区域 常陸太田市全域

4 計画の対象廃棄物

本計画において対象とする廃棄物は、市内で発生する「一般廃棄物」であり、一般家庭から排出される「生活系ごみ」と事業所等から排出される「事業系ごみ」、及びし尿、浄化槽汚泥の「生活排水」とする。

5 ごみ処理実施計画量

(1) ごみ

単位：トン

区 分	令和3年度実績	令和4年度計画量
可燃物	13,961	13,633
ビン類	561	548
缶類	522	510
ペットボトル（キャップ含む）	67	65
白色トレイ	0	7
乾電池	27	26
蛍光管	7	7
新聞	270	264
雑誌類	208	203
段ボール	211	206
紙パック	4	4
廃タイヤ、未使用消火器等	20	20
古布	90	88
バッテリー	6	6
小型家電・携帯電話	8	8
事業者独自再資源化量	13	20
合 計	15,975	15,615

(2) 処理施設に搬入される汚泥引抜量

(単位：キロリットル)

区分	令和3年度実績	令和4年度計画量
し尿・浄化槽汚泥	14,246	10,445
合計	14,246	10,445

6 処理計画

(1) 収集運搬計画

① 分別の区分

分別品目		ごみの種類	出し方
燃やすごみ		生ごみ, ちり紙, ゴム製品, ビニール類, プラスチック製品, 革製品, 落ち葉, 板, 枝など	指定袋または処理券
資源物・燃えないごみ	無色のビン	飲食料用の無色透明のビン	専用の回収コンテナ
	茶色のビン	飲食料用の茶色のビン	
	その他の色のビン	飲食料用のその他の色のビン	
	陶器類	茶碗や皿などの食器類, 土鍋, 壺, すずり, せともの, すり鉢, 植木鉢など	
	ガラス類	ガラス製の容器, 化粧品 of ビン, 割れたビン, 割れたガラスなど	専用の回収バケツ
	乾電池	電池類	
	蛍光管	蛍光管	
	その他の燃えないごみ	ライター, 白熱電球, 鏡, 加熱式タバコ, モバイルバッテリー, 体温計 (水銀使用)	
	ペットボトル	ペットボトル	専用の回収ネット、回収バケツ
	ペットボトルのふた	ペットボトルのふた	
	白色トレイ・発泡スチロール	白色トレイ・発泡スチロール	
	新聞・ちらし	新聞, ちらし	束ねてひもで縛る
	雑誌類	雑誌, 本, ノート, 漫画本, 週刊誌, 絵本, パンフレット, カタログなど	
	その他紙類	包装紙・紙袋・菓子の紙箱・名刺・メモ用紙・コピー用紙などの雑紙	紙袋に入れて出す
	ダンボール	ダンボール	束ねてひもで縛る
	紙パック	牛乳やヨーグルト等の紙パック	専用の回収コンテナ
	古着・毛布	スーツ・シャツ・セーター, 肌着, 靴下, ネクタイ, シーツ, バスタオル, 毛布など	市販の透明または半透明なビニール袋
	アルミ缶・スチール缶	アルミ缶, スチール缶, かんづめ缶, 菓子缶, スプレー缶など	専用の回収コンテナ
	その他金属類	鍋・フライパン・一斗缶等金属類, 傘, 炊飯器, ポット, コンセントコード, 電池や基板を内蔵している製品 (玩具・小型家電) など	
大 粗	粗大ごみ	家電品 (5品目以外), 家具, タイヤ, 消火器, 自転車, 原付バイク (50cc以下), 布	自己搬入または戸別回収を依頼

		団, カーペット, 電気毛布, ガスレンジ, 珪藻土マットなど	
	家電 5 品目	テレビ, エアコン, 洗濯機, 乾燥機, 冷蔵庫	自己搬入または戸別回収を依頼
	剪定枝	庭木の剪定枝 (長さ 2m、太さ 12 cm まで)	自己搬入

② 収集運搬及び直接搬入

ア 市が業者に委託して収集運搬する

一般家庭等から排出される燃やすごみ, 無色のビン, 茶色のビン, その他の色のビン, 陶器類, ガラス類, 乾電池, 蛍光灯, その他の燃えないごみ, ペットボトル, ペットボトルのふた, 白色トレイ・発泡スチロール, 新聞・チラシ, 雑誌類, その他の紙類, ダンボール, 紙パック, 古着・毛布, アルミ缶・スチール缶, その他の金属

イ 一般廃棄物収集運搬業許可業者が収集運搬する

事業所から排出される燃やすごみ, 無色のビン, 茶色のビン, その他の色のビン, 陶器類, ガラス類, 乾電池, 蛍光灯, その他の燃えないごみ, ペットボトル, ペットボトルのふた, 白色トレイ・発泡スチロール, 新聞・チラシ, 雑誌類, その他の紙類, ダンボール, 紙パック, 古着・毛布, アルミ缶・スチール缶, その他の金属, 粗大ごみ, 家電 5 品目

ウ 排出者（事業者を含む）が常陸太田市清掃センターへ搬入する

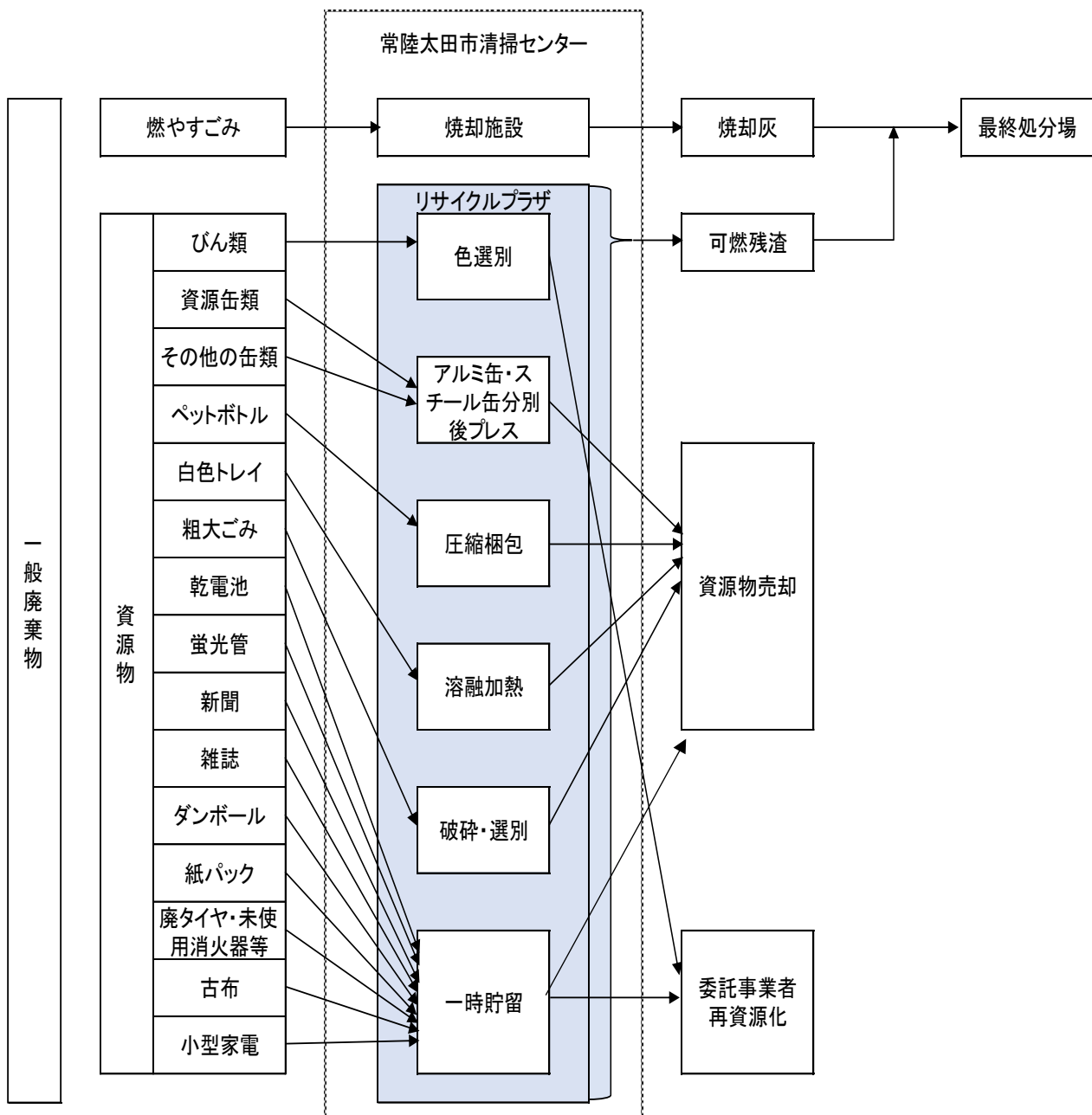
燃やすごみ, 無色のビン, 茶色のビン, その他の色のビン, 陶器類, ガラス類, 乾電池, 蛍光灯, その他の燃えないごみ, ペットボトル, ペットボトルのふた, 白色トレイ・発泡スチロール, 新聞・チラシ, 雑誌類, その他の紙類, ダンボール, 紙パック, 古着・毛布, アルミ缶・スチール缶, その他の金属, 粗大ごみ, 家電 5 品目

③ 収集方法（収集の範囲：常陸太田市全域）

分別品目	収集回数	排出場所
燃やすごみ	週 2 回	ステーション回収 (ごみ集積所)
資源物※	月 1 回	ステーション回収 (ごみ集積所)
燃えないごみ	月 1 回	ステーション回収 (ごみ集積所)
粗大ごみ	随時	戸別収集 (申請による有料制)

※資源物とは, 無色のビン, 茶色のビン, その他の色のビン, 陶器類, ガラス類, 乾電池, 蛍光灯, その他の燃えないごみ, ペットボトル, ペットボトルのふた, 白色トレイ・発泡スチロール, 新聞・チラシ, 雑誌類, その他の紙類, ダンボール, 紙パック, 古着・毛布, アルミ缶・スチール缶, その他の金属を指す。

④ごみ処理フロー



本市では、市内に最終処分場を有していないため、焼却残渣及び破碎・選別処理した後の不燃物については、市外の民間最終処分場で委託処分をしています。

7 生活排水処理実施計画

(1) 収集・運搬計画

常陸太田市を北部（里美地区、水府地区北部）と南部（太田地区、金砂郷地区、水府地区南部）とに分け、北部2業者、南部6業者の許可業者によりし尿・浄化槽汚泥の収集運搬を行う。

北部地区については、常陸太田市里美クリーンセンターへ搬入し、南部地区については、常陸太田市クリーンセンターへ搬入する。

なお、公共施設の再配置計画により常陸太田市里美クリーンセンターが閉鎖を予定（閉鎖時期未確定）しており、北部地区と南部地区に分けている営業区域を統一する予定である。

(2) 収集運搬する生活排水の種類と方法

- ① 生活排水の種類は、し尿及び浄化槽汚泥とし、収集運搬方法は、一般廃棄物収集運搬業（し尿・浄化槽）許可業者が実施する。
- ② 収集回数及び収集の方法は、市民からの申し込みにより許可業者が随時清掃及び収集運搬する。

(3) 中間処理計画

① 処理施設の概要

施設名称		常陸太田市クリーンセンター (し尿処理施設)	常陸太田市里美クリーンセンター (し尿処理施設)
所在地		常陸太田市新宿町 1607-2	常陸太田市小菅町 2106-1
竣工年月		1993 年（平成 5 年）11 月	2009 年（平成 21 年）3 月
設計・施工		アタカ工業株式会社 (現在：日立造船株式会社)	アタカ工業株式会社 (現在：日立造船株式会社)
敷地面積		16,945 m ²	3,513.81 m ²
建物面積		1,390 m ²	310.43 m ²
処理能力		55kℓ（し尿：40kℓ/24h・ 浄化槽汚泥：15kℓ/24h）	15kℓ（し尿：2kℓ/24h・ 浄化槽汚泥：13kℓ/24h）
処理方式	主処理	高負荷脱窒素処理方式、固液分離（重力沈降＋遠心分離機）＋凝集分離（重力沈降）処理	膜分離高負荷脱窒素処理方式＋高度処理＋堆肥化設備
	高度処理	砂ろ過＋活性炭吸着処理	活性炭吸着処理
	汚泥処理	市ごみ処理施設で焼却処分	濃縮：脱水
	臭気処理	高濃度臭気：生物脱臭 中濃度臭気：酸・アルカリ洗浄＋活性炭吸着 低濃度臭気：活性炭吸着	高濃度臭気：中濃度臭気系と合わせて処理 中濃度臭気：酸洗浄、アルカリ、次亜塩素酸ナトリウム液洗浄→活性炭吸着 低濃度臭気：中濃度臭気系と合わせて処理

常陸太田市クリーンセンターの中間処理後の処理水は、渋江川へ放流し、処理後に発生するし渣及び汚泥は市ごみ処理施設で焼却処分をしています。

常陸太田市里美クリーンセンターの中間処理後の処理水は、里川へ放流し、処理後に発生するし渣及び汚泥は堆肥化しています。

② 処理施設に搬入される汚泥引抜量の内訳（令和４年度予測）

区分		搬入量（kl/年）	搬入者
常陸太田市里美クリーンセンター （北部）	し尿 浄化槽汚泥	2,264	許可業者（２社）
常陸太田市クリーンセンター （南部）	し尿 浄化槽汚泥	8,181	許可業者（６社）
	合計	10,445	

８ 一般廃棄物の排出の抑制のための方策

（１）市の役割

① 環境教育・普及啓発の充実

市は市民，事業者に対してごみの減量化・再生利用，さらにはごみの適切な分別に関する適切な啓発や情報提供を行います。また，ごみの減量化に関する社会意識を育むため，学校や地域社会の場においてごみ処理施設の見学等を含めた体験学習や出前講座を積極的に行い，ごみ問題のほか地球温暖化防止などの幅広い環境教育の充実を図ります。

② 多量の一般廃棄物排出事業者に対する減量化指導の徹底

事業系ごみの減量化がごみ総排出量の削減に有効との考えから，事業者に対し指導を行うなど，計画的な事業系ごみの排出抑制対策を講じます。

③ 容器包装廃棄物の排出抑制

レジ袋の有料化に伴い，マイバッグの利用を進めていきます。また，過剰包装の抑制に向けた方策について検討するとともに，市民，事業者に対する普及・啓発に努めます。

④ 環境物品等の使用促進

市自らも事業者としてグリーン購入・契約など循環型社会の形成に向けた行動を率先して実行します。

⑤ ごみ減量化に対する助成制度の充実

「地域子ども活動促進事業（廃品回収）」などの補助金を交付し，市民及び活動団体のごみの減量化等環境意識の啓発，育成を図ります。

（２）市民の役割

① 市民による分別の徹底

市民へごみの分別方法の周知徹底を図ることにより，ごみの減量化を進めます。

② 容器包装廃棄物の排出抑制

商品購入に当たっては，自らマイバッグ等を持参し，また，簡易包装化されている商品や詰め替え可能な商品及び繰り返し使用可能な容器を用いている商品等を選択するなど，排出抑制に取り組みます。

③ 環境物品等の使用促進，使い捨て品の使用抑制等

トイレットペーパーなど再生品の使用に努め，使い捨て品の使用を抑制します。また，可能な限りものを無駄に消費しない生活スタイルを心がけ，環境への負荷の少ないグリーン製品等の購入に努めます。

(3) 事業者の役割

① 発生源における排出抑制

事業における原材料の選択や製造工程を工夫する等により、自ら排出するごみの減量化に努めます。また、資源として回収できるものが多く含まれていることから事業所での分別を徹底し、ごみの排出抑制及び再資源化を図っていきます。

② 過剰包装等の抑制

事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品や容器等がごみとなった場合に適正な循環的利用及び処分が円滑に実施できる容器包装等の簡易化に努めます。また、繰り返し使用できる商品や耐久性に優れた商品の製造・販売に努め過剰包装等の抑制を図っていきます。

9 中間処理計画・中間処理施設

(1) 中間処理に関する目標

本市では搬入されたごみを一括処理しています。搬入されたごみの資源化を進め、本市の常陸太田市清掃センターで安全かつ衛生的に処理を行います。

(2) 中間処理に関する施策

燃やすごみ、燃えないごみ、粗大ごみ、資源物については常陸太田市清掃センターで選別・処理等を引き続き行っています。

有害ごみについては常陸太田市清掃センターで一時保管した後、民間事業者へ委託し適正な処分を行います。

常陸太田市清掃センターは、2002年（平成14年）2月に竣工し、20年が経過しました。長寿命化総合計画に基づき、施設の改良工事を実施することにより耐用年数の延長を図りました。

(3) 中間処理施設概要

施設名称	常陸太田市清掃センター（ごみ処理施設）
所在地	常陸太田市増井町 1763 番地
竣工年月日	2002 年（平成 14 年）2 月 28 日
敷地面積	41,935 m ²
建物面積	焼却施設棟：6,579 m ²
	リサイクルプラザ施設棟：4,549 m ²
焼却施設	炉型式：連続燃焼式焼却炉（ストーカ方式）
	処理能力：100 t / 日（50 t / 24h × 2 基）
リサイクルプラザ施設	処理能力：21 t / 5h（1 基）

10 最終処分計画

(1) 最終処分に関する目標

最終処分量を削減するため、資源物の分別収集を継続していきます。

(2) 最終処分に関する施策

本市は最終処分場を有していないため、市外の管理型処分場に最終処分を委託しています。

名 称	エコフロンティアかさま（財団法人茨城県環境保全事業団）
処分場所在地	笠間市福田貉ヶ入 148 番地 1
外埋立面積	97,700 m ²

名 称	向洋産業株式会社
処分場所在地	茨城県北茨城市関南町神岡下字金ヶ峯 2701 番地、他地内
外埋立面積	54,279 m ²

(3) 処分される廃棄物の内訳及び年間埋立容量

廃棄物の内容	令和 3 年度埋立容量（t/年）	処理方法
焼却灰	1,288	埋立処分
飛灰	351	埋立処分
カレットくず	32	埋立処分

11 取り扱いに注意すべき廃棄物

(1) 市で収集運搬しない（処理できない）ごみ

油（食用以外のエンジンオイルなど）、石・砂・土、医療器具、営業用大型機器、オイルエレメント、大型農機具、大型バイク、汚泥、温水器（屋外型）、化学薬品、ガスボンベ（LP・高圧）、ガソリン、瓦、劇薬（身分証明書などを提示して購入したもの）、劇薬のビン、劇薬の容器（袋状含む）、建築廃材、コピー機、コンクリート・ブロック、コンパネ、サーフボード、自動車（クルマ）、自動車（クルマ）の部品、焼却灰、シンナー、石油（灯油）、洗面台、耐火金庫、タイル、断熱材、注射器、塗料、農薬（殺虫剤・殺菌剤・除草剤）、パソコン（デスクトップ型：ブラウン管）、ピアノ、プリンターインクカートリッジ、防腐剤、物干し竿の台座（コンクリート製）、薬品類、浴槽、レンガ等

(2) 家電 5 品目（冷蔵庫、洗濯機、乾燥機、テレビ、エアコン）

① 小売店へ引き取りを依頼する

家電を買替える場合は、新しい家電を購入する小売店に引き取りを依頼してください。お店によって引き取り方が異なるので、直接お店にお問い合わせください。

廃棄のみの場合で廃棄する家電を購入した小売店に依頼できる場合は、その小売店に引取りを依頼してください。お店によって引き取り方が異なるので、直接お店にお問い合わせください。

② 指定引取所等へ持ち込む、または戸別回収を依頼する

遠方への引っ越しやお店の撤退などにより購入した小売店に依頼できない場合は、郵便局でリサイクル券を購入したのちに、指定引取場所もしくは清掃センターへ持ち込むか、戸別

回収を清掃センターへ依頼してください。リサイクル処理券の金額等について詳しくは、お近くの郵便局もしくは家電リサイクル券センター（電話 0120-319-640）にお問い合わせください。

※リサイクル券の購入には、メーカーと大きさの情報がが必要です。

※清掃センターへ持ち込んだ場合（自己搬入）には、清掃センターから指定引取場所までの別途運搬手数料一点当たり 2,100 円がかかります。

※市に戸別回収を依頼する場合には、清掃センター（電話 0294-72-3316）へ申し込んでください。清掃センターへの運搬及び指定引取場所への運搬手数料として別途一点当たり 3,150 円がかかります。

<指定引取場所>

関東西濃運輸（株）日立営業所（日立市神田町 1371-1 電話 0294-54-0111）

（株）ヤマガタ（ひたちなか市佐和 1395 - 2 電話 029-285-5926）